

高齢者虐待の防止のための指針

東庄町地域包括支援センター

(令和6年4月1日)

この指針は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の理念に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について定め、高齢者の権利利益を擁護することを目的とする。

1 高齢者虐待の防止に関する基本的な考え方

この方針において虐待とは次の行為をいい、職員はいかなる虐待もしてはならない。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止検討委員会について

(1) 虐待防止検討委員会の設置

東庄町地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を決める。また、委員会で得た結果については職員に周知徹底を図るものとする。

ア 委員会の委員長は管理者が務める

イ 虐待防止担当者は社会福祉士が務める

ウ 委員は、センター職員で構成する

エ 委員会は1年に1回及び虐待発生の都度開催する

(2) 虐待防止検討委員会での検討内容

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）について、職員が相談できる体制整備に関すること。

ホ 職員が虐待等を発見した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

ト 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

3 虐待防止のための職員研修について

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

(1) 定期的な研修の実施（年1回以上）

(2) 新任職員への研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施

(4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに町へ報告するとともに、緊急性の高い事案の場合には、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

(1) 利用者の居宅において虐待等が疑われる行為等があった場合は、町健康福祉課長に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(2) センター内で虐待等に気づいた職員は、虐待防止担当者に報告し、速や

かな解決につなげるよう努める。

- (3) センター内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて町健康福祉課長に通報する。
- (4) センター内における高齢者虐待は、外部から把握されにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び虐待防止担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

6 成年後見制度の利用促進に関すること

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合には利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7 虐待に係る苦情解決方法に関すること

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

8 本指針の閲覧について

本指針は関係機関が閲覧できるよう町ホームページに掲載する。

9 その他虐待防止推進のために必要な事項について

3に定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質向上を図るよう研鑽に努める。

付則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。